特別養護老人ホーム横川緑風園

介護老人福祉施設運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人希望ヶ丘福祉会が開設する特別養護老人ホーム横川緑風園 (以下「事業所」という。)が行う介護老人福祉施設事業(以下「事業」とい う。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、 事業所の従業者が、要介護者等に対し適切な事業を提供することを目的とす る。

(運営の方針)

第2条

事業所は、入居者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう日常生活に必要な援助を適切に行なう。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム横川緑風園
- (2) 所在地 鹿児島県霧島市横川町中ノ 5645 番地 1

(職員の種類、職員数、職務内容)

第4条

- (1) 施設長(管理者) 1名(常勤、短期入所生活介護事業所と兼務) 施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行なう。 また、必要に応じ副施設長を配置し、施設長を補佐し従業者 の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 介護老人福祉施設従業者 (短期入所生活介護事業所と兼務)

医師 1名以上(非常勤)

生活相談員 1名以上(常勤)

看護職員 看護師等3名以上(常勤換算)

介護職員 介護福祉士等 16 名以上(常勤換算)

栄養士 管理栄養士1名以上(常勤)

介護支援専門員 1名以上(常勤)

機能訓練指導員 看護師等1名以上(常勤)

介護老人福祉施設従業者は、施設利用者の介護を行う。

(3) 事務員 1名以上

事業所の経理事務等を行なう。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(入居定員)

第5条

事業所における入居者は、50名とする。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(事業の内容及び利用料等)

第6条

事業の内容は次のとおりとし、事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

- (1) 介護は、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- (2) 事業所は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況 等に応じて、それぞれの役割を持って行なうよう適切に支援を行なうもの とする。
- (3) 事業所は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行なうことをもって入浴の機会の提供に代えることとする。
- (4) 事業所は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うこととする。
- (5) 事業所は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を 図りつつ、そのおむつの適切な取り替えを行なうものとする。
- (6) 事業所は、褥瘡が発生しないような適切な介護を行なうとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。
- (7) 事業所は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- (8) 事業所は、常時介護職員を介護に従事させるものとする。

(9) 事業所は、入居者に対し、その負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

(その他の費用)

第7条

(1)~(5)を徴収する場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名等を受ける事とする。

- (1) 食事に係る費用
- (2) 理美容代
- (3) 貴重品の管理費用
- (4) レクリエーション、クラブ活動の材料費
- (5) 日常生活に要する費用で、利用者が特別に希望される日用品費
- (6) 居室料

(サービスにあたっての留意事項)

第8条

事業所における日常生活の介護の提供を受けようとする入居者は、利用の際に体調の異常や異変があればその旨を申し出ること。

2 事業所における日常生活の介護の提供を受けようとする入居者は、他の利 用者の迷惑にならないよう、事業所の指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第9条

従業者は、入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに 主治医またはあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の措置を講ず るとともに、施設長に報告しなければならない。

(入退所)

第10条

事業所は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供しなければならない。また、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めるものとする。

2 事業所は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討し、その検討に当たっては、居

宅支援事業者及び施設、家族間で協議するものとする。

- 3 事業所は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及び その家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助 を行うものとする。
- 4 事業所は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(利用者の処遇に関する計画)

第11条

事業者は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者 及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する 計画を作成することとする。

2 事業所は、入居者の処遇に関する計画について、入居者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行うものとする。

(相談及び援助)

第12条

事業所は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に 努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な 助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第13条

事業所は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第14条

事業所の医師又は看護師は、常に入居者の健康の状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を採り、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(入居者の入院中の取扱い)

第15条

事業所は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であ

って、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、 その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると ともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び事業所を円滑に利用 することができるように入居者又は家族と協議して定めるものとする。

(衛生管理等)

第 16 条

事業所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医 療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、本事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じることとする。
 - (1)本事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ることとする
 - (2)本事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備することとする
 - (3) 本事業所において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施することとする
 - (4)前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこととする

(非常災害対策)

第17条

非常災害発生時の対応方法に関しては事業所に定めてある消防計画による ものとし、年2回避難訓練を行なう。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する事業のサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続

計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第19条

事業の提供に係る入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けて場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条

事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置 を講じるものとする。

- 1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事 故発生の防止のための指針を整備すること。
- 2 事故が発生時多場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を 整備すること。
- 3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが できるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 5 事業所は、入居者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 7 事業所は、入居者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

8 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(サービスの取扱方針)

第21条

入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするために、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

- 2 入居者へのサービスの提供は、入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 入居者へのサービス提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うも のとする。
- 4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本 として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心 身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 事業所の職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 事業所は、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入 居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束等を行ってはならない
- 7 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録をするものとする。
- 8 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

(食事)

第 22 条

事業所は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供することとする。

- 2 事業所は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立に ついて必要な支援を行うものとする。
- 3 事業所は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間の確保を行なうものとする。

4 事業所は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることの支援を行なうものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第23条 事業所は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動の支援を行うものとする。
- 2 事業所は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 事業所は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族と の交流等の機会を確保するよう努めることとする。
- 4 事業所は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条

事業所は、入居者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の 勤務の体制を定めることとする。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、事業所の職員によって行います。ただし、 入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業所は、職員の資質向上のための研修の機会を設けるものとする。その際、 事業所は全ての職員(看護職員、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類す る者を除く。)に対し、認知症介護関わる基礎的な研修を受講させるために必 要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次 の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時研修を採用後12ヶ月以内に実施する。

4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(地域との連携)

第 25 条

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携 及び協力を行う等の地域との交流を図ることとする

2 事業所は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第 26 条

事業所は、入居者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た入居者又はその家族の個人情報については、事業者での介護 サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情 報提供及びサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情 報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文章で得てお くものとする。

(身体拘束等)

第 27 条

入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際 の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(利用者に対する虐待防止及び権利擁護)

第 28 条

事業所は、利用者に対する虐待の防止及び利用者の権利の擁護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

- (1) 虐待防止及び権利擁護のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果をサービス従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止及び権利擁護のための指針の整備を行う。
- (3) 虐待防止及び権利擁護のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方 策を検討するための委員会)

第 29 条

事業所は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るために、当該施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

(ハラスメント防止)

第30条

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組む。

2 入居者、または家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・ 誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止し、必要 な措置を講ずる。

(協力医療機関等)

第31条

事業所は、入居者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定め、次の各号に掲げる体制を構築する。

- (1) 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該施設介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入居者の病状が急変場合において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保している

こと。

- 2 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変 した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定 介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事に届け出る。
- 3 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関 (次項において「第二種協定指定医療機関という。」との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 事業所は、協力医療機関が第二種協力指定医療機関である場合においては、 当該第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 事業所は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該 入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やか に入所させることができるように努めるものとする。
- 6 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものと する。

(掲示)

第32条

事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

2 事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(その他運営についての留意事項)

第 33 条

従業者の研修

介護職員等の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、そのための業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修
- (2)継続研修
- 2 秘密保持

従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含める。

3 施設サービス提供に関する記録

施設サービスの実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握の資するため、施設サービスの提供においては次に掲げる記録を整備するものとする。

- (1) 施設サービス提供に関する記録
 - イ 施設サービス計画書
 - ロ 施設サービスの提供の状況及び利用者の施設での生活の経過に係る 記録
- (2) 第18条に規定する市町村への通知にかかわる記録
- 4 前項に掲げる記録については、その完結の日から5年間備えておくものとする。

附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成19年12月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成27年9月1日から施行する。
- この規程は、平成28年5月1日から施行する。
- この規程は、平成30年11月1日から施行する。
- この規程は、令和5年5月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。